

中山鉦山周辺土地利活用促進事業
環境影響評価準備書に対する知事意見

<総括的事項>

- 1 当該事業の実施にあたり、環境影響評価を行う過程で用いた調査等の項目及び方法の選定等に関する事項に新たに事情が生じたときは、必要に応じて選定項目及び選定方法を見直し、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- 2 工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境影響が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに関係機関と協議のうえ、適切な措置を講ずること。特に、事業計画敷地内に予定している多機能複合商業施設（以下「計画施設」という。）の具体的な設備計画にあたっては、予測等に用いた計画諸元に留意すること。
- 3 工事中及び供用後における環境保全措置を的確に履行するとともに、最新の技術・工法等を積極的に採用し、環境負荷の低減に努めること。
- 4 貴重な動植物種の保護の観点から、当該種の生息場所等に係る情報の取り扱いについて十分注意し、評価書の作成に当たっても配慮すること。

<個別的事項>

【水質】

- 5 工事中において、濁水により周辺河川への影響が出ないように濁水流
出防止策に万全を期すこと。

【水質・底質・地下水】

- 6 事業計画地周辺の中山川の河川水において環境基準を超える項目が
確認されているものの原因が特定されていない状況であることから、
当該項目に関して以下のとおり対応すること。

(1) 工事着手前に、環境基準超過地点から上流域の土地の改変区域等

において、土壌及び地下水の状況を把握すること。なお、地下水の採水にあたっては採水深度に留意すること。

(2) 工事中及び供用後における中山川の河川水の状況を把握すること。

(3) (1) の調査における環境基準の超過若しくは(2) の調査における著しい状況の変化が確認された場合には、関係機関へ報告するとともに、必要に応じて環境への負荷を低減させる対策を行う等、適切に対応すること。

【土壌】

7 事後調査において、環境基準に適合しない土壌が確認され、当該土壌の埋立て等を行う際には、事前に関係法令等の規定に基づき協議を行うこと。

【廃棄物】

8 計画施設の建設工事に伴い発生する廃棄物の種類及び量を予測するとともに、評価について再検討すること。また、当該廃棄物の処理については、法令等に基づき適切に行うこと。

【温室効果ガス】

9 計画施設と同種の施設の排出量原単位等を用いて温室効果ガスの排出量を予測するとともに、評価について再検討すること。

10 事業計画敷地内の緑地によって吸収される温室効果ガスについて、現状における温室効果ガス吸収量を把握し、事業に伴う吸収量の変化を予測するとともに、評価について再検討すること。

11 計画施設について、更なる温室効果ガスの排出削減のため、地中熱利用、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用やコージェネレーションシステムの導入を検討すること。

【動物】

12 工事中及び供用後において、ロードキルの発生防止に十分配慮すること。

1 3 貴重な哺乳類の移植に係る個体の捕獲については、繁殖の時期や捕獲可能な時期を考慮したうえで行うこと。

また、移植地については、貴重な哺乳類の生息に適した環境が維持されるよう配慮すること。

【動物・植物】

1 4 工事中及び供用後において、指定希少野生生物が新たに確認された場合は、関係機関へ連絡し、適切な措置を講ずること。

1 5 工事中及び供用後において、特定外来生物が認められた場合は、可能な限り防除を実施すること。また、事業実施区域内に特定外来生物を持ち込まないように配慮すること。

【植物】

1 6 緑化については、周辺の植物相への影響を考慮し、樹種を選定すること。

【文化財】

1 7 工事中に壺石や化石等が発見された場合、速やかに所管する教育委員会へ連絡し、その保全を図るよう適切に対応すること。また、壺石や化石等の盗掘防止対策に十分配慮すること。

【景観】

1 8 計画施設的设计にあたっては、夜間照明による周辺への影響を抑制するよう適切な措置を講ずること。

【その他】

1 9 1 から 1 8 の措置について、評価書に記載すること。